

【記載例 2】

《繰越控除 1 年目》

前年から繰り越された損失額を、令和 2 年分の所得の黒字から控除しきれる場合（令和 2 年分に分離課税の土地建物等の譲渡所得がある場合）

- 1 「分離長期譲渡所得」の金額
  - ・ 「収入金額」 10,000,000円
  - ・ 「所得金額」 7,500,000円
- 2 「不動産所得」の金額
  - ・ 「収入金額」 17,000,000円
  - ・ 「所得金額」 10,000,000円
- 3 「給与所得」の金額
  - ・ 「収入金額」 8,000,000円
  - ・ 「所得金額」 6,100,000円
- 4 給与所得に係る「源泉徴収税額」 280,200円（年末調整済）
- 5 「繰越損失額」 △12,450,000円

《第一表》

種類	収入金額等	所得金額等	所得から差し引かれる金額	税	算	その他
専業等				課税される所得金額	000	
業				上の①に對する物額	1332800	
不動産	17000000	10000000		配当控除		
利子						
配当					00	
給与	8000000	6100000		税金等附加金等特別控除		
公的年金等				住宅借入金等特別控除等		
雑業務				だんし所得額	1332800	
その他				災害減免額		
総合課税				再帰引所得控除(繰越控除)	1332800	
短期				復興特別所得税額	27988	
長期				所得及び復興特別所得の額	1360788	
一時				外国税控除等		
専業等				源泉徴収税額	280200	
業				申告納税額	1080500	
不動産	10000000			予定納税額		
利子				第3期分の納める税金	1080500	
配当				第3期分の税額		
給与	8000000	6100000		公的年金等以外の合計所得金額		
公的年金等				配偶者の合計所得金額		
雑業務				専従者給与控除の合計額		
その他				青色申告特別控除額		
⑦から⑩までの計				雑所得・一時所得等の源泉徴収税額の合計額		
総合課税・一時				未納付の源泉徴収税額		
合計		11150000		本年分で差し引く繰越損失額	12450000	
社会保険料控除				平均課税対象金額		
小規模企業共済等掛金控除						
生命保険料控除						
地震保険料控除						
障害、ひとり親等			0000			
勤労学生、障害者控除			0000			
配偶者			0000			
扶養控除			0000			
基礎控除			0000			
⑬から⑳までの計			2590000			
雑損控除						
医療費控除						
寄附金控除						
合計			2590000			

⑬欄から⑳欄の控除額の全てが年末調整を受けた金額と同じである場合は、⑬欄から⑳欄の記載を省略することができます。

申告書B第一表及び第二表の記載方法の詳細は、「令和2年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」をご覧ください。

（記載に当たっての留意事項）

申告書第一表の「所得金額等・合計」⑫欄は、まず、「措法 41 の 5 の 2 による繰越損失額」(△12,450,000円)を、「分離長期譲渡所得」の「差引金額」(7,500,000円)から差し引き、次に、その引き切れない金額(△4,950,000円)を、①から⑥欄、⑩欄及び⑪の合計額(16,100,000円)から差し引いた残額(11,150,000円)を記載します。

《第三表》

氏名	コクゼイ ジロウ 国 税 次 郎		住所			電話番号		
(単位は円)								
収入金額	短期譲渡	一般分 ㊸						
		軽減分 ㊹						
	長期譲渡	一般分 ㊺	10000000					
		特定分 ㊻						
		軽減分 ㊼						
		一般株式等の譲渡 ㊽						
		上場株式等の譲渡 ㊾						
		上場株式等の配当等 ㊿						
		先物取引 ㊾						
		山林 ㊿						
	退職 ㊿							
所得金額	短期譲渡	一般分 ㊾						
		軽減分 ㊹						
	長期譲渡	一般分 ㊺					0	
		特定分 ㊻						
		軽減分 ㊼						
		一般株式等の譲渡 ㊽						
		上場株式等の譲渡 ㊾						
		上場株式等の配当等 ㊿						
		先物取引 ㊾						
		山林 ㊿						
	退職 ㊿							
税金の計算	総合課税の合計額 (申告書第一表の㊿)	㊿	11150000					
	所得から差し引かれる金額 (申告書第一表の㊿)	㊿	2590000					
税金の計算	㊿ 対応分 ㊿	㊿	8560000					
	㊿ ㊿ 対応分 ㊿	㊿			000			
	㊿ ㊿ ㊿ 対応分 ㊿	㊿			000			
	㊿ ㊿ ㊿ ㊿ 対応分 ㊿	㊿			000			
	㊿ ㊿ ㊿ ㊿ ㊿ 対応分 ㊿	㊿			000			
	㊿ ㊿ ㊿ ㊿ ㊿ ㊿ 対応分 ㊿	㊿			000			
	㊿ ㊿ ㊿ ㊿ ㊿ ㊿ ㊿ 対応分 ㊿	㊿			000			
	㊿ ㊿ ㊿ ㊿ ㊿ ㊿ ㊿ ㊿ 対応分 ㊿	㊿			000			
	㊿ ㊿ ㊿ ㊿ ㊿ ㊿ ㊿ ㊿ ㊿ 対応分 ㊿	㊿			000			
	㊿ ㊿ ㊿ ㊿ ㊿ ㊿ ㊿ ㊿ ㊿ ㊿ 対応分 ㊿	㊿			000			

税金の計算	㊿ 対応分 ㊿	㊿	1332800					
	㊿ 対応分 ㊿	㊿						
	㊿ 対応分 ㊿	㊿						
	㊿ 対応分 ㊿	㊿						
	㊿ 対応分 ㊿	㊿						
	㊿ 対応分 ㊿	㊿						
	㊿ 対応分 ㊿	㊿						
	㊿ 対応分 ㊿	㊿						
	㊿ 対応分 ㊿	㊿						
	㊿ 対応分 ㊿	㊿						
㊿から㊿までの合計 (申告書第一表の㊿に転記)		㊿	1332800					
その他	株式等 本年分の㊿から 差し引く繰越損失額 翌年以降に繰り越される 損失の金額	㊿						
	配当 本年分の㊿から 差し引く繰越損失額	㊿						
	先物取引 本年分の㊿から 差し引く繰越損失額 翌年以降に繰り越される 損失の金額	㊿						
		㊿						

○ 分離課税の短期・長期譲渡所得に関する事項

区分	所得の生ずる場所	必要経費	差引金額 (収入金額 - 必要経費)	特別控除額
長期一般	△△市××町 11-11-9	2,500,000	(7,500,000)	
差引金額の合計額 ㊿			7,500,000	
特別控除額の合計額 ㊿				

○ 上場株式等の譲渡所得等に関する事項

上場株式等の譲渡所得等の源泉徴収税額の合計額 ㊿	
--------------------------	--

○ 退職所得に関する事項

収入金額	退職所得控除額
円	円

整理欄	A	B	C	申告等年月日			
	D	E	F	通算			
取得期間				特別期間			
資産	入力			申告区分			

和二年分以降降用) ○第三表は、申告書Bの第一表・第二表と一緒に提出してください。

(記載に当たっての留意事項)

措法41の5の2による繰越損失額は、分離長期譲渡所得金額、分離短期譲渡所得金額、総所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、山林所得金額又は退職所得金額から順次控除します。

この場合、申告書第三表の「○ 分離課税の短期・長期譲渡所得に関する事項」の「差引金額」欄は、措法41の5の2による繰越損失額を差し引く前の金額(7,500,000円)を下段にかっこ書きし、上段に差し引き後の金額(0円)を記載します。